

県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

令和5年9月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 644号

県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する告示

県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第 369号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後						
（入札参加者の資格） 第3条 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次のとおりとする。 （1） 次に掲げる者でないこと。 ア・イ [略] ウ 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）及び <u>地方法人特別税</u> に係る徴収金に未納がある者 エ～キ [略] （2） [略]					（入札参加者の資格） 第3条 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次のとおりとする。 （1） 次に掲げる者でないこと。 ア・イ [略] ウ 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）及び <u>特別法人事業税</u> に係る徴収金に未納がある者 エ～キ [略] （2） [略]						
別表第1（第7条関係）					別表第1（第7条関係）						
	等級区分	特A級	A級	B級	C級		等級区分	特A級	A級	B級	C級
建設 工事の種 類及び金額						建設 工事の種 類及び金額					
土木一式工事		<u>7,000万</u> 円以上	3,000万 円以上 <u>7</u> <u>,000万円</u> 未満	[略]		土木一式工事		<u>8,000万</u> 円以上	3,000万 円以上 <u>8</u> <u>,000万円</u> 未満	[略]	

建築一式工事	1億円以上	4,000万円以上1億円未満		
舗装工事		1,200万円以上	400万円以上1,200万円未満	[略]
電気工事及び管工事		1,200万円以上	500万円以上1,200万円未満	

建築一式工事	1億1,000万円以上	4,000万円以上1億1,000万円未満		
舗装工事		1,400万円以上	400万円以上1,400万円未満	[略]
電気工事及び管工事		1,400万円以上	500万円以上1,400万円未満	

附 則

この告示は、令和5年10月1日から施行する。